

錦江町監査公表 5 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 11 月 22 日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

令和 3 年度 定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の実施場所

本庁 3 階委員会室、支所 1 階会議室

3 監査を執行した監査委員

監査委員 中村 貢、浪瀬 亮祐

4 監査期日及び監査対象課局

令和 3 年 10 月 25 日（月）

議会事務局、監査委員事務局、住民税務課、総務課、住民生活課、観光交流課
産業建設課、農業集落排水事業

令和 3 年 10 月 26 日（火）

未来づくり課、介護福祉課、介護保険事業（介護保険事業勘定・介護サービス
事業勘定）、農業委員会、政策企画課、産業振興課

令和 3 年 10 月 27 日（水）

建設課、簡易水道事業、健康保険課、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、
会計課、教育課

5 監査の対象期間

令和 3 年 4 月から令和 3 年 9 月まで

6 監査の対象範囲

- （1）令和 3 年度歳入歳出予算執行状況（9 月末日時点）
- （2）契約事務の執行状況
- （3）補助金の事務処理状況
- （4）今後の予算執行予定事業の状況
- （5）公有財産の取得・売却の執行状況
- （6）税等収納状況
- （7）事務組織及び職員別事務分掌の状況

7 監査の着眼点

令和3年度の財務に関する事務の執行及び運営に係わる事業の管理が法令、条例等に適合し、最大の効果を最小の経費であげ効率的に行なわれているか監査した。

監査の対象事務は、各課及び行政委員会が所管する事務事業の執行状況をはじめ、以下の点を主眼として実施した。

- (1) 予算の執行は、事業計画のとおり、計画的に処理が行なわれているか
- (2) 契約事務・事業執行管理について、適正な執行、処理が行なわれているか
- (3) 補助の額及び補助方法等について、交付時期等は適切に行なわれているか
- (4) 公有財産の取得・売却については、適正に行なわれているか
- (5) 徴収にあたり、収納事務は確実に処理が行なわれているか
- (6) 各職員への事務の配分や健康管理等が適切に行なわれているか

8 監査の実施内容

監査の範囲に係る書類として、予算執行管理表（支出・収入月計表）及び資料1から資料6までの書類を検査し、関係職員から説明を聴取した。

9 監査結果と意見

- (1) 令和3年度歳入歳出予算執行状況について

【歳 出】

歳出予算執行については、コロナ禍で研修や会合が中止または延期となったことで、未執行の旅費・食糧費が多数見られた。これらは致し方ないものであるが、対応できるものは速やかに補正減を行い、財源の確保に努められたい。

【歳 入】

歳入予算執行については、国庫支出金等に見られるように決算期を待たなければならぬものもあるが、現時点においては概ね適正に処理されている。

- (2) 契約事務及び予算執行予定事業について

契約関係の執行状況については、概ね順調に発注されている。工期延長により、他の工事の工期と重複して周辺住民の通路確保に支障をきたすおそれのあるものが見られるが、現場巡回や周辺住民の安全・利便確保などに努めるよう指導を徹底し、適切に事業を実施されたい。

- (3) 補助金について

それぞれの事業の実施時期に応じて、申請等一連の措置がとられており、概ね適正に処理がなされていた。

前年度にコロナ禍で自粛を余儀なくされ活動を行えなかった団体等においては、補助金の申請を辞退するなどの対応がなされていた。

今後とも補助金制度の趣旨や目的を十分理解され、また、昨今の財政状況を踏まえ、公益上の必要性及び効果等を十分に検証し、見直すべきは見直しながら補助金の効率的な活用がなされるよう心がけていただきたい。

- (4) 公有財産の取得・売却について

物品購入等については、概ね適正に執行されている。管理台帳への記録など、適切に管理されたい。10月以降は、道路工事に伴う土地・建物の購入が予定さ

れており、なお売却については、今後、消防タンク車や軽トラックの競売が計画されている。

(5) 収納状況について

概ね適正に処理されている。税や使用料の滞納については、担当者を中心に差し押さえや徴収等に鋭意努力されていることがうかがえる。

コロナ禍で徴収に出向くことが難しい状況もあるかと思われるが、それぞれの担当者間で十分に連携を図り、感染症対策を取りつつ引き続き滞納整理に取り組んでいただきたい。

(6) 事務組織及び職員別事務分掌について

「奉仕者」の精神に基づき、各課等においては住民サービスを維持するため努力されていることが伺える。

職員の健康管理については、それぞれの課においてノー残業デーの徹底が図られている。課によっては、その日のうちに処理しなければならない事務作業があり、業務終了時刻の退庁が難しい職員もいるようだが、別の曜日に振り替えるなど工夫して取り組んでいる。病気等により長期休暇を余儀なくされる職員が散見される。継続の上、より一層徹底されたい。